

『若者と若者政策—スウェーデンの視点』

津 富 宏

『国際関係・比較文化研究』（静岡県立大学国際関係学部）
第11巻第2号（2013年3月）抜刷

【翻 訳】

『若者と若者政策—スウェーデンの視点』

津 富 宏

訳出に当たって

北欧、とりわけ、スウェーデンの若者政策は、ヨーロッパの若者政策をリードしてきた。しかしながら、スウェーデンの若者政策に関する資料は日本語では入手困難で、日本の若者政策に関心をもつ行政担当者や一般市民が、スウェーデンの若者政策について知ることは容易ではなかった。そこで、スウェーデンの若者政策を肝要に解説した本資料『若者と若者政策—スウェーデンの視点— (Youth and Youth Policy - A Swedish Perspective)』を入手したので利用に供したいというのが訳出の理由である。

なお、現地で、本文書を入手し下訳を行ったのは、2012年11月現在、ストックホルム大学子ども若者研究学部留学している両角達平君（静岡県立大学国際関係学部4年）である。彼の日ごろからの熱心な活動と本文書を訳出しようとした意欲に謝意を表する。

本資料は、2010年にスウェーデンとトルコの青少年担当部局の協同作業の一環として、EU加盟を控えるトルコに対して、若者政策においてヨーロッパを牽引するスウェーデンが、スウェーデンの若者政策の概要を伝えるために作成した文書である。二国間の利用を念頭に置いて作られた文書であるため、スウェーデン語ではなく英語で作成されており、訳出が可能となった。

本文書の主たる構成は以下のとおりである。

序文

若者政策の特徴

若者を定義する

人間の一生の一時期と社会的分類

人生の諸時期の変容

若者

状況や必要条件の差異

若者政策とは何を意味するか若者政策の定義**スウェーデンの若者政策—国際的な視点から—**若者政策の対象若者は問題なのか資源なのか一つの政策部門としての若者政策スウェーデンの若者政策の特徴**スウェーデンの若者政策の誕生****スウェーデンの若者政策の内容**スウェーデンの若者政策の目標と展望

この構成を見てもわかるように、本文書は、若者の定義や若者政策の定義といった根本的なところから説き起こして、スウェーデンの若者政策の特徴を示すという構成になっており、スウェーデンの若者政策を原点から理解するために有用である。

本資料のタイトルでもある、スウェーデンの若者政策の視点とは以下の4つである。

- ・資源という視点 (The resource perspective)
- ・権利という視点 (The rights perspective)
- ・自立という視点 (The independence perspective)
- ・多様性という視点 (The diversity perspective)

要は、若者は社会の資源であり、若者に良質な福祉を享受し社会に影響を与える権利があり、若者は依存から自立への成長を支援される存在であり、最後に、若者は一様ではなく多様な存在であるということである。

わが国では、ヨーロッパの若者政策の影響を受けた、子ども・若者育成推進法（平成22年4月施行）や子ども・若者ビジョン（同年7月決定）が民主党政権下で立て続けに発表されたが、これらの方針で示された、子ども・若者の社会参加の推進は十分な実現に至っていない。それはなぜか。日本の若者政策はこれら4つの視点のいずれについても理解が浅いからである。

日本の若者政策に根幹的に欠けている4つの視点を指摘している本文書が広く活用され、日本の若者政策を大きく後押しすることを望む。

原資料の書誌情報は以下のとおりである。

資料名 Youth and Youth Policy—A Swedish Perspective

著者・発行者 The Swedish National Board for Youth Affairs（スウェーデン青年事業庁）

発行年 2008年

訳稿を以下に示す。

『若者と若者政策—スウェーデンの視点—』

序文

『若者と若者政策—スウェーデンの視点—』は、若者政策や若者について議論する上で用いられる様々な概念を定義した、詳細な分析ではなく、若者政策への導入を意図した文書である。

この文書は、今日のスウェーデン社会の文脈において書かれているため、当然のことながら、スウェーデンの事情に基づいている。また、国家間の若者政策の議論に用いられることを意図しているため、国際比較に用いられる多くの特徴を紹介している。

2008年から2010年にかけて、スウェーデンの青年事業庁とトルコの青年・スポーツ省ユースサービス局は、「スウェーデン・トルコ若者政策共同プロジェクト」を行った。本文書は、その共同プロジェクトの成果のひとつである。

本文書における、スウェーデンの、若者および若者政策に対する見方は、スウェーデン青年事業庁国家・自治体若者政策担当課長であるInger Ashingが執筆した。

若者政策の特徴

若者を定義する

若者は、様々な異質性が混在するひとつのグループであるが、最も一般的な共通項は年齢である。年齢で分けるだけでは、住居や家庭、仕事を持った29歳の若い大人も13歳の中等学校の生徒もこのグループに含まれてしまうが、このグループは、さまざまな違いによって特徴づけられている。年齢のほかに、若者を区分する要因としては、性別、スウェーデンで生まれたか国外で生まれたか、障害を持っているかいないか、都市に住んでいるか地方で住んでいるかなどがある。

スウェーデンの若者政策の主な対象は、13歳から25歳の年齢層であるが、若者政策は、他の年齢層にも影響を与えうる。子ども、10代、青年、若者、若い大人など、この期間を表す多くの言葉があり、ときには混乱を招きうる。スウェーデンには、150万人以上の13歳から25歳の若者がいる。

人間の人生の一時期と社会的分類

青年期は、人生の一時期あるいは社会的な類型として定義することができる。人生の一時期とは、児童期と成人期の間にある、青年期という時期を指す。成人期への移行は、完全に成長していること、自分のアイデンティティを見出していること、自活できること、あるいは自分の家族を形成することによって特徴づけられる。社会的な類型とは、若者は、共通のニーズや関心、特徴をもつひとつのグループであるということ、また、似たような構造に直面し、同じ社会的制度と規則の影響を受けているということの意味している。人生の一時期という見方は、その後の人生や他の世代の比較対象として、人々の青年期に焦点を当てるのに対して、社会的分類としての青年という見方は、青年期をつうじた状況、そして、若者という類型内の状況に着目する。

人生の諸時期の変容

第二次世界大戦後を通じて、若者の社会的な発達のあり方は大きく変容し、人生の異なる時期の間の変容も変容した。今日のスウェーデン人は、50年前よりもずっと長く生きている。義務教育もより長い期間受けるようになり、教育から労働市場に永続的な足掛かりを得るまでの移行は、一層時間がかかるようになっている。女性の労働市場への参加は著しく拡大し、家族を形成し子どもをもつ時期は遅くなっている。全体として、これらの変容は、人々の人生において、どの時期がいつ起きるか、そして、それぞれの時期がどれだけ長く続くかにおける、変化を引き起こしてきた。これらの人生の諸時期についての記述はきわめて概略的で一般的なものにすぎないので、この記述が、不明確な変化があることや多くの割合の人々がここで説明した一連のできごとの順序に従って人生を送っているわけではないことを隠しているのは仕方がない。とはいえ、このような説明は、今日の社会において成長するための構造的条件の変化を分析する基礎として役立つ余地がある。

もし児童期が思春期の前段階の時期であるならば、この時期は、戦後を通じて、約1年間短くなった。身体的には、子どもは大人へと、以前より短い期間で成長するようになっている。同じ時期を通じて、子どもは、(テレビ、ラジオ、新聞、インターネットなどの) コミュニケーション媒体へのアクセスをもち、あちこち遠くまで旅をするようになってきた。つまり今日の子どもは、たった30年前の同年代の子どもたちよりも、自分を取り巻く世界のことをずっとよく知っている。青年期は、両親から自分自身を徐々に解放していく時期とみなすことができ、成長の始まりから家庭を離れるまでの時期であると定義することができる。この人生の時期は、より若年の若者を含むことでわずかに長くなっており、また、この10年間では、その上限もまた延伸した。

若者と若者政策—スウェーデンの視点

次の時期は、公的には大人と考えられるが、また、家族を形成していない時期で、「若い成人期」と呼ぶことができる。この時期は、自由な時期ともみなされているが、この時期はまた、大人としての多様な役割を徐々に担ったり、より高度な教育もしくは職業を選択したり、住む場所を決めたり、人生のパートナーを探したりといった、数多くの人生の選択によって特徴づけられる時期でもある。多くの場合、子どもを持つということは、この確立過程の最後の段階である。若い成人期の年齢上限は徐々に上がり、より年上の人々をも含むようになった。その理由には、教育に対する需要の高まり、教育から労働市場への移行の一層の複雑化と長期化、家族を形成することや子どもを持つことに対する意識の変化などがある。

若者

若者については相異なる見方ができるが、相異なる見方の結果として、相異なる若者政策の方針が生じる。この期間についての見方は、異なる時期として分けることができる。青年期は、**移行の時期**、あるいは、**社会化の時期**、あるいは、**社会的地位を獲得するための苦闘の時期**、あるいは、**本来的な価値を有する時期**とみなすことができる。それぞれの見方の間には相違はあるが、相違を誇張してはならない。スウェーデンの若者政策には、これら4つの見方のすべての要素を含んでいるが、特に最後の2つの見方に最も影響されている。

青年期と定義される、拡張された期間について議論するとき、私たちの議論の基礎となるのは、**移行の時期**としての青年期である。つまり、青年期とは成長するのを待っている期間であり、成人期になるのはますます高い年齢へと先送りされている。移行の時期としての青年期を捉えるひとつの例として、仕事を心得て家庭から離れることで若者が独立した生活を確認することを意図する、さまざまな政策がある。これらの政策は、青年期をよりよい時期とすることと、前に進み続け成長してもらうことの両方を狙いとしている。若者を対象とするさまざまな福祉政策の背後にある、ひとつの共通の動機は、彼らを責任ある大人へと育てることである。スウェーデンの若者政策の大部分が、青年期を移行の時期として想定している。学校法規や若者団体への補助金に関する規則には、若者が民主主義的な考え方の訓練を受けるという表現が含まれている。一方、若者の余暇活動と社会活動に対する社会の支援の向上は、部分的には、予防的な動機に基づいている。これらの動機は、青年期を、**社会化の時期**としてもみなしていることの明確な証拠である。もし青年期を、**社会的地位を獲得するための苦闘の時期**とみなすのなら、焦点を当てるべきは、若者の成長を阻害している社会的な構造を同定し、これらを変える行動をすることである。このことのひとつの例は、若者に様々な形態の教育や福祉システムへのアクセスを保障することである。もうひと

つの重要な分野は、代表をさせることである。意思決定機関における若者の数を増やそうという取組みは、この見方が広がっている兆候と見ることができる。青年期が、**本来的な価値を有する時期**であるというのは一般的な見方である。スウェーデンの若者政策の視点に立てば、青年期それ自体を価値がある時期であるともみなすのもまた自然である。若者は問題ではなく、資源とみなされる。これら最後の2つの時期（**社会的地位を獲得するための苦闘の時期と、本来的な価値を有する時期**）は、他の集団と同様に社会に参加できることを可能とするだけの知識や経験をもっている存在として、若者に明確に着目する。

状況や必要条件の差異¹

異なる若者のグループの間には、大きな差異がある。例えば、スウェーデン青年事業庁の最新の指標報告『今日の若者 2009』は、他のグループの若者と同じ機会を得られていない若者グループがあることを示している。外国にゆかりのある若者は、スウェーデン系の若者に比べて、教育目標を達成して、より高度な教育を受ける資格を得られる割合が低い。スウェーデン国外で生まれた若者は、スウェーデン国内で生まれた若者よりも経済的に苦しい状況にあることが多く、労働市場に定着することがより困難であるという経験を有している。若い親、特に単親の親は、他の若者と比べて経済的に苦しい。子どもを持つ海外出身の若者はさらに脆弱な状況にある。障害を持つ若者のグループも、他の若者と比べて、労働市場において困難を経験しているもうひとつのグループであり、これは、低学歴の若者が、高学歴の若者に比べて不利な状況にあるのと同様である。指標によれば、女子と男子は、脆弱な分野が異なっている。精神的健康、作業関連疾患、収入、金銭的扶助、雇用能力の欠損を補う補償金において、女子のほうが不利な立場にある。男子のほうが、学校の成績が悪く、高学歴の若者の比率が低い。男子は、犯罪行為を犯しその被害者となることも多く、暴力を受けて入院したり殺されたりすることも多い。大半の公的な健康調査によると、男子のほうが、リスク行動を示す割合が多い。また、職場での事故、借金の請求、借金、立ち退き命令、長期失業の割合が多いのも男子である。指標は、高等教育に進学する若者の人数や、借金の請求書や借金、立ち退き命令をもつ若者の人数は、県や自治体によって、地理的に異なることを示している。

私たちは、すでに存在している世界に生まれてくる。両親も、生まれる時期も、生まれる国も、性別も、自分で選んではない。両親が属する社会的地位、どの世代に生まれたか、どの民族に属しているか、男子に生まれるか女子に生まれるかによって、条件は大きく左右されるので、社会は、成長するために社会的に公平な条件を創造する責任がある。若者政策の重要な目的のひとつは、若者の生活条件を向上させること

である。

若者政策とは何を意味するか

若者政策とは何か、あるいは、その内包は何かに関する、共通の、受け入れられた定義はない。それぞれの国には、それぞれの国家政策があり、何を若者政策とみなすかを決定している。しかし、以下では、若者政策についての定義を試みる。

若者政策には様々な課題がある。若者政策の問題のひとつは、社会の持つ責任と、若者自身に自分自身の人生について決めてもらいたいという願いをどのように結びつけるかということである。若者は、物質的な繁栄だけではなく精神的な成長においても大人に依存している。しかしながら、若者を依存と、また、成人を独立と結び付けないことが重要である。若者と大人は相互に依存し合っている。

若者政策の定義

若者政策という概念は、1990年代から正式に使われるようになった。私の知る限りでは、国会や政府の文書で、この概念が明確に定義されたことはない。この概念は数多くの現象を意味しうるため、若者政策という言葉の使われ方には相当大きな不明瞭さがある。この節では、若者政策の概念がどのように定義されるかを明確にすることを試みる。

若い市民は、社会政策の多くの側面、とりわけ、教育、余暇活動、NGO政策によって影響を受ける。しかし、住宅政策、犯罪政策、医療政策、労働市場政策、統合政策、平等政策、地方政策などといった分野もまた、若者の生活条件に大きな影響を与える。福祉国家の拡大にみられる特徴のひとつは、スウェーデンにおける公共部門の分化と特化の増大である。さまざまな機関が担当する、数多くの政治分野の創造にこれを見ることができる。その結果、省庁の分断化が進行してきた。若者は、他の人々に比べて、おそらく、より大きな程度、さまざまな公共的な取組みの対象となっている。このことは、若者の生活条件に関する問題は、様々な部門において現れることを意味している。国としての若者政策の発展とは、若者一人一人の状況に応じた包括的な視点を創造し、異なった部門間の協力を促すことによる、分断化への対応であるとみなすことができる。

若者政策の一般的な定義のひとつは、若者政策とは、若い市民を対象にした政策の総和、すなわち、どのような仕方であれ、若者に影響を与えることすべてを指すという

ものである。これは、今日の若者政策が、多くの異なる部門やこの分野の数多くのアクターを超えて広がったという結果であるともいえよう。そのような定義は、物事が起きた後の単なる合計、すなわち、ある特定の対象集団に対する全般的な政策の影響の結果に過ぎず、意識された政治的な意思の表れではない。このような定義はすべてを含んでいるがゆえに、分析をするために用いるには、なまぐらな道具になってしまう。良い若者政策と悪い若者政策を見分けることなどできようもない。概念としての若者政策は、空っぽなものになってしまう。

スウェーデン青年事業庁は、若者政策を、若者の生活条件の向上を目指して表明された政治的な願いであると定義している。今日の公共制度では、政治的な願いは、様々な種類の、目標や望ましい成果として表現されるのが通例である。スウェーデンにおける、国家的な若者政策について表明された政治的な願いとは、国会と政府によって定められた目標であり視点であり主要分野である。その内容が、若者政策を具体化しその輪郭を定める。

若者政策は、分野を横切る横断的な政策分野であり、様々な部門に影響を与える。この政策分野それ自体は、政治目標を達成するのに必要な財源に責任をもたない。その代わりに、政策の遂行は、資源を動かしている縦割りの部門や政策分野を通じて、行われなければならない。例えば、学生寮に対する補助金や若者のための労働市場刺激策といった、住宅政策や労働市場政策における、若者に関する個別具体的な問題がある。これらの概念を明確化するために、これらの問題を、部門固有の若者問題、すなわち、若者に対して何らかの影響を与える特定の部門における取組みと定義する。

スウェーデンの若者政策－国際的な視点から－ⁱⁱ

若者政策の内容を明確にするために、スウェーデンの若者政策をヨーロッパの視点から分析する。スウェーデンと他の国の若者政策の発展を正確に比較することは難しい。まず、スウェーデンの若者政策は、1950年代から長い年月をかけて発展してきたことを思い起こしておくことが重要である。他の多くの国では、若者政策は、もっと新しい分野である。

以下の節では、スウェーデンの若者政策と他国の若者政策を比較する。比較は、網羅的であることを意図せず、その代り、多くの事例について議論する。若者の定義、若者や青年期に対する見方、若者政策部門があるかどうかに基づいて比較を行う。最後にスウェーデンの若者政策を際立たせている特徴を確認する。

若者政策の対象

若者政策の年齢範囲は、国によって異なる。若者政策に関するヨーロッパ協調のための手引きである『EU若者白書』が想定する対象は、15歳から25歳の若者である。国際法や統計では、若者とは15歳から24歳の存在であるという明確な定義がある。しかし、この定義は、すべての国の国レベルの若者政策に当てはまるわけではない。ヨーロッパの国の一部では、子どもも24歳以上の若者もいずれも若者と考えており、子ども・若者政策においても同様となる。30歳までの人々を若者と定義されるグループに含む国もたくさんある。一方で、ヨーロッパでは、子ども政策と若者政策を分けている国々もある。これらの国では、子ども政策が未成年に適用され、若者政策が10代の若者と若い大人へ適用されるので、政策分野がある程度重複する。スウェーデンでは、若者政策の対象は、13歳から25歳である。

若者は問題なのか資源なのか

様々な国における、若者政策のはたらきを比較するもうひとつの方法は、それぞれの国が、どのように若者を見ているかを知ることである。単純に言うと、若者については、2つの見方があり、以下の2つの見方が若者政策の動機を決定する。若者は、若いゆえに問題状況にあるという見方と、若者は本来的に資源であるという見方である。若者が問題状況にあるという考えは、若者は、脆弱で、危険にさらされており、保護の必要性があるという見方に基づいている。脆弱であるのは、児童期の状況、あるいは、個人的な条件、ないし、その他の社会環境が原因である。一方、若者を資源であるという見方は、このことは、若者は将来的に価値があるということだけでなく、若者という立場にあるだけでこの時点ですでに価値があることを意味する。若者は、若いとはどんなことであるのかを知っているので社会に貢献することができる。この視点に基づけば、若者は、自分の行動に対して責任があり、かつ、責任をとれるだけの能力があるとみなされている。どちらの視点も、ほぼすべての国の若者政策に表されているが、どちらの視点が支配的であるかということは大きな違いである。

子ども政策と若者政策を組み合わせるという長い伝統をもつヨーロッパの国々では、問題志向の見方が支配的であることが多い。一方、若者を社会の資源であると見ている国々では、若者政策が比較的新しい分野である国であることが多い。スウェーデンは後者のグループに属している。

ひとつの政策部門としての若者政策

若者政策が、それを担当する部門があり、固有の法規や行政機構をもち、他の政策分野から明確に区別されている国がある。また、若者政策が、(学校、児童保護、文化、医療などの)いくつかの部門を超えて広がっている国もある。また、実質的には若者政策はないと言ってよく、若者政策に関するごくわずかな国レベルの政策調整しかない国もある。明確に定められた若者政策部門をもっている国における、政治的な焦点は若干狭いことが多い。若者団体と余暇活動は通常、若者政策の部門に含まれるが、教育、住宅、医療などの問題は含まれないことが多い。若者政策部門が狭く定められていない国では、分野横断的に活動が行われる傾向がある。

さまざまな国において、若者政策を政治部門のひとつとして位置づけることは、国レベルの動きには影響を与えている。若者政策部門がどれだけ狭く定められているかと、若者政策がどれだけ中央集権化しているかは関連している。若者政策部門がない国では、若者政策の調整はほとんどない。明確で組織化された若者政策部門のある国では、たいてい、国レベル、地域レベル、地方レベルで、若者政策の調整に責任をもつ部門がある。スウェーデンは、国レベルの調整に関しては中位に位置している。

スウェーデンの若者政策の特徴

若者政策の対象集団や、若者についての支配的な見方、若者政策の組織化の仕方は、国によって異なるので、国々を単純に比較するのは容易ではない。しかし、スウェーデンの若者政策を、ヨーロッパの、他の多くの国の若者政策と比較すると、5つの傾向が見出せる。

第一に、スウェーデンの若者政策は、おおよそ13歳から25歳の若者を対象としている点と、子ども政策と若者政策を区別しているという点で特徴づけられる。スウェーデンの若者政策のもうひとつの特徴は、他の多くの国よりも、広範囲にわたっており、多くの異なった分野を含み分野横断的であることである。クラブ活動や教育問題だけでなく、福祉問題も、スウェーデンの若者政策には、ごく自然に、位置づけられている。第三に、スウェーデンの若者政策は、スカンジナビアにおける戦後福祉国家政策の明確な徴表である。ユニバーサルな政策で、すべての若者に独立した大人になってもらうための機会を与えることを目指している。他の多くの国では、若者政策は特別な取組みを必要とする、一定の集団に適用されがちである。ただし、スウェーデンの若者政策においても、視点の変化を見ることができる。というのも現在、政府と国会は、こうした取組みは、不利な条件をもつ若者を明示的に含まなければならないと、より明確に強調しているからである。スウェーデンの若者政策の第四の特徴は、若者を社会の資源として見るという意味で、それが政策の枠組みに影響している。青年期

若者と若者政策—スウェーデンの視点

を危険に満ちた、若者たちが何とか乗り切らなければならない、問題を抱えた時期であるとみなす代わりに、スウェーデンの若者政策は、この人生の一時期には本来的な価値があることを強調する。優先されている施策は、一義的には、若い人々が自ら選択ができるように支援するものであり、これらの施策は、労働市場から遠ざかっている若者やリスクの高い環境で生活している若者のように、とりわけ、脆弱な若者のための施策と組み合わせられている。スウェーデンの若者政策の第五の特徴は、若者担当大臣がおり、若者政策に関する国の目標があることである。また、スウェーデンには、国家機関であるスウェーデン青年事業庁があり、国レベルの若者政策の調整とフォローアップを担っている。しかしながら、スウェーデンの地方自治体の自律性は、スウェーデンの若者政策を、国がコントロールすることはできないということを意味している。自治体が望めば、国の若者政策の目標に基づいて、その自治体の活動を行うことは可能であるが、最終的な若者政策のかたちは、個々の地方自治体が決定する。

スウェーデンの若者政策の誕生ⁱⁱⁱ

最終節ではスウェーデンの若者政策の誕生とその主たる内容について述べる。

固有かつ独立した政策分野としてのスウェーデンの若者政策は、比較的最近の現象であるが、若者政策自体は非常に長い歴史をもっている。近代の若者政策の勃興にとって最も重要な二つの分野は、19世紀末及び20世紀初における、学校制度の整備と余暇活動及びクラブ活動の組織化である。長い間、この2つの分野が、スウェーデンの若者政策を形成していた。若者政策とは、主として、余暇活動やクラブが組織する活動に関する問題にかかわるものであるという見方は、1960年代までずっと続いた。1970年代になってはじめて、1つの部門として定義される若者政策から、より包括的な若者政策への転換がなされた。若者の状況全般に基づいており、また、多くの異なる政治部門を巻き込んだ、今日の若者政策は、たった30年前からそのかたちを取り始めた。

ここ20～30年間にわたり、いくつかの質疑や正式の文書が、若者政策に関するもっとも重要な問題点を取り上げ、また、いくたびか、若者問題がどのように調整されるべきかについて提言するためのワーキンググループや委員会が任命されてきた。国際連合における発展もまたスウェーデンの若者政策に重要な影響をもたらしてきた。1985年に国際連合が国際青年年を宣言したが、これが、多くの点で、スウェーデンにおける若者問題に対して、より広範かつより積極的に国が関与する出発点となった。1986年に若者担当大臣が初めて任命され、1990年代から2000年代の初めにかけて、政府は、目標と指導理念を示した若者政策に関する3つの提案を提示した。

今日のスウェーデンの若者政策は、若者の生活に何らかの仕方で影響を与えるすべての政治の分野を含んでいる。余暇活動や学校教育などの伝統的な若者分野も、また、仕事や住宅、医療など典型的な福祉の問題も、若者政策に位置づけられている。

若者政策の発展は、いくつかの並行した発展として理解するのが分かりやすい。国レベルでは、若者政策は、スウェーデンの公共政策全般の一般的な発展に追随してきた。スウェーデン国家は、結果志向のマネジメントで動いており、つまり、国会と政府は目標を定めるだけでなく、達成された成果についてのフォローアップもする。地方自治体レベルでは、若者政策の問題に関する発展は、地方政治に対する若者の影響力の向上を目的としたプロジェクトや、自治体間の協働をめぐるプロジェクトなど様々なプロジェクトが主である。国レベル、地方レベルのいずれにおいても、包括的なアプローチと分野横断的な活動手法が明確に志向されている。

スウェーデンの若者政策の内容

国の若者政策は、すべての若者を対象にし、若者に対する平等な機会と公平な条件を促進している。このことは、性別、外国系か否か、文化的または社会経済的な背景、年齢、住所、性的志向、障害といった要因によって、若者の機会が影響を受けてはならないということの意味している。平等な機会と公平な条件を達成するため、若者政策の取組みは最悪の状況にいる若者を優先的に対象としなければならない。

現在に至る長い間、若者政策は、国のレベルでは、主として、すべての若者のための取組みを中心とする点で、ユニバーサルなものである。もちろん、この若者政策は、社会政策やその他の分野における、より対象を絞った取組みと組み合わされて行われてきた。しかし、若者政策のアプローチは、これまで常に全般的なものであり、ある特定のグループを、他のグループより優先して選び出すことはない。しかし、現在の若者政策は、不利な条件にある若者を主として対象としなければならないと述べている。これは、視点の明確な変更である。今日の政策が焦点を当てているのは、若年人口における大規模なマイノリティである。これは、若者が疎外されてしまったり、あるいは、悪い連中に仲間入りしてしまったりすることを防ぐことを目的とした、1950年代、1960年代の若者政策の出発点と似ている。当時との重要な違いのひとつは、若者が社会からどのように認識されているかである。この20年間かけて登場してきた、若者を資源としてみるという見方は、スウェーデンの若者政策の最も重要な側面のひとつである。若者を資源としてみるということは、彼らがいずれ大人になるから価値があるということだけではなく、彼らが現時点において若いからこそ価値があるということをも意味している。若者は、若いとはどのようなことであるのかに関する自分

若者と若者政策—スウェーデンの視点

たちの知識と経験をもって社会の発展に貢献ができる。若者についての見方は大いに変化をしてきた。このことは、現在の政策を、過去の政策を比較することは、問題となりうることを意味している。

スウェーデンの若者政策の目標と展望

2004年秋、国会で新たな若者政策法案が可決された。その名も「決定する権利—福祉の権利 (Makt att bestämma - rätt till välfärd) —」である。ここで掲げられた、国の若者政策のもっとも重要な2つの目標は、

- ・若者が、影響力への実質的なアクセスをもつこと
- ・若者が、福祉への実質的なアクセスをもつこと

である。これらの目標は、若者が、彼ら自身の人生や地域の環境だけでなく、社会全般の発展に影響をもてるようになることを意図している。これは、家庭、学校や職場の環境、友人との付き合いや、家族などの、日々の生活の諸側面に影響を与えることができるようになることも含んでいる。しかし、若者は、社会の優先順位についても影響を与えることができなければならない。若者が影響を与えることができなければならない理由は、それ自体が権利であるから、そして、彼らの知識と経験は社会にとって価値ある資源であるからである。福祉面の目標は、若者が、物質的にも文化的にも社会的にもよき生活水準を手に入れられることを目的としている。また、若者は、肉体的にも精神的にも良質の条件を享受すべきである。若者は、差別をはじめその他の形態の虐待的行動から、また、犯罪やいじめを受けることから守られなければならない。

若者の生活条件には、目標として文字にしにくい、重要な側面がいくつかある。よって、若者政策法案において、これらの側面は、目標ではなく、重要な視点と態度として強調された。これらの視点を実行に移すことに特定の責任を負う機関は存在せず、すべての機関が行わなければならない。国と政府は、意思決定者が若者向けの公的な活動を構想する際に、常に前提としなければならない4つの視点を決定した。

- ①資源という視点
- ②権利という視点
- ③自立性という視点
- ④多様性という視点

資源という視点が意味するのは、若者にしかない知識や経験を活用しなければならないということである。権利という視点が意味するのは、若者は、例えば、健康や、社会的・金銭的な安全保障といった、良質な生活条件を享受する権利があるということである。また、これは、自分自身の生活、自分の住む地域の環境、社会全般の発展に関与し、影響を与える権利も意味する。自立性という視点が意味するのは、公的な取組みは若者が自立するための機会を支援しなければならないということである。自立を達成するためには、知識や財源へのアクセスも、差別からの自由も必要である。自立とは、両親から自由になることと、依存や、制約、圧政などの制限的な要素が存在しないことを意味している。多様性という視点は、若いというだけの理由で、すべての若者が同じというわけではないという気付きを意味している。若者政策の調整、管理、フォローアップを行うに当たり、若者政策が、異なる必要条件やニーズ、欲求をもつ、多様な人々に、影響を与えていることを念頭に置くことは重要である。

-
- i 2009年のスウェーデンの若者の状況の更なる詳細については、『今日の若者2009 (Ung idag 2009)』を参照 (スウェーデン青年事業庁, 2009)。
 - ii 本節は、『若者2003 (Ung 2003)』(スウェーデン青年事業庁, 2003) 所収の、Adrienne Sörbomによる章「欧州の展望にみるスウェーデンの若者政策 (Svensk ungdomspolitik i ett europeiskt perspektiv)」の要約である。
 - iii より詳細な説明は、『今日の若者2003 (Ung 2003)』(スウェーデン青年事業庁, 2003, p 41-p 46) 及び『スウェーデンの若者政策—欧州議会による調査のため予備報告 (Svensk ungdomspolitik - en underlagsrapport inför en bedömning inom Europarådet)』(スウェーデン青年事業庁報告書, no. 14, 1999) を参照。